

令和8年3月5日

輸送の安全確保に関する命令書の発出について

甌島商船株式会社が経営する一般旅客定期航路事業のうち串木野～川内～甌島航路において運航する旅客船兼自動車渡船「フェリーニューこしき」が、里港出港時に岸壁及び可道橋に接触する事故が令和7年2月5日に発生しました。また、令和7年3月31日に、旅客船兼自動車渡船「結Line こしき」が、里港入港時に可道橋に接触する事故が発生しました。

これを受けて、当局が、令和7年2月14日、令和7年7月16日、令和7年8月5日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、船舶安全法等に違反する事実が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象事業者

事業者名：甌島商船株式会社（代表取締役社長 美根 晴幸）
住 所：鹿児島県いちき串木野市西薩町12

2. 発出年月日

令和8年3月5日（木）

3. 命令の概要については別紙参照

<問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当：杉山(すぎやま)、小島(こじま)

電話 092-472-3181



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

事案発生日	令和7年2月5日、令和7年3月31日	
事業者名	甌島商船株式会社	
発出日	令和8年3月5日	
命令の内容	令和8年4月6日までに以下の是正措置を文書により報告すること。	
	1. 船舶所有者は、船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある船体等の損傷等が生じたときは、運航の用に供する前に船舶安全法第5条に基づき、必要に応じて臨時検査を受検すること。	
	2. 安全統括管理者は、海上運送法第19条の4及び安全管理規程第56条に基づき、輸送の安全を確保するために講じた措置及び安全に関する情報について、最新の内容を適宜の方法で外部へ公表すること。	
	3. 経営トップは、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全管理体制を構築すること。	
	4. 経営トップは、安全管理規程第7条に基づき、安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行うこと。	
	5. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	
	6. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理その他輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施の確保を図ること。	
	7. 船長は、安全管理規程第24条に基づき、適宜、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の基準に達したと認められるとき又は達するおそれがあると認められるときは、運航中止の措置をとること。	
	8. 安全統括管理者は、安全管理規程第38条に基づき、全ての当直の前にアルコール検知器を用いたアルコール検査体制を確実に構築すること。	
	9. 船長は、安全管理規程第40条に基づき、船舶の点検整備を確実にすること。	
	10. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第43条、48条及び事故処理基準第4条に基づいた連絡体制を構築し、海難その他の事故が発生した場合は確実に連絡・報告を行うこと。	
11. 内部監査を行う者は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。		
	当該違反により付された違反点数	42点
	当該事業者に付された累積違反点数	42点